

平成 28 年 10 月 18 日  
都 市 局  
まちづくり推進課

## オガールセンター株式会社の民間都市再生整備事業計画を認定

国土交通省は平成 28 年 10 月 18 日、都市再生特別措置法第 63 条第 1 項の規定に基づき、平成 28 年 9 月 15 日付けでオガールセンター株式会社から申請のあった民間都市再生整備事業計画（オガールセンター整備事業）について、同法第 64 条第 1 項の規定により認定しました。

本事業計画は、紫波中央駅前都市整備事業（通称：オガールプロジェクト）の D 街区において、保育、教育、医療機能の充実等に寄与する施設を整備することにより、安心して子育てできる環境を創出し、当該エリアの魅力をより高め、賑わいを街全体に広く波及させることを目的とするものです。なお、事業の概要は以下のとおりです（詳細は別紙参照）。

- ・ 事業者 オガールセンター株式会社
- ・ 事業の名称 オガールセンター整備事業
- ・ 事業施行期間 平成 28 年 4 月 18 日～平成 28 年 11 月 30 日
- ・ 事業区域 岩手県紫波郡紫波町紫波中央駅前二丁目 3 番地 94

[参考] なお、計画の認定を受けた民間事業については、次の措置を活用できるとされています。

- ・ 民間都市開発推進機構による金融支援（同法第 71 条）

<本件に対する問い合わせ先>

国土交通省 都市局 まちづくり推進課 担当：高<sup>たかくわ</sup>菜、奥田、佐野

電話：03-5253-8111(代表)(内線 32-542, 30-614, 32-544)

03-5253-8127(直通)

F A X : 03-5253-1589



(3) 公共施設の種類・規模等

・道路 246.22 m<sup>2</sup> ・広場 78.83 m<sup>2</sup>

8. 事業スケジュール

平成 28 年 4 月 18 日 工事開始

平成 28 年 11 月 30 日 工事完了

平成 27 年度				平成 28 年度			
4	7	10	1	4	7	10	1
		基本設計、実施設計、建築確認申請等					
				着工	本工事	竣工	

■ イメージ



■ 概要図

